（様式第２－１号）

令和５年度　教育環境要保全区域の指定について（小学校）

区域名	令和５年５月１日現在		状況等指定理由
	児童数（人）	学級数（※）	
伊香立小学校区	１９３	９	大規模な住宅開発の影響により、今後転用可能教室数の不足が見込まれるため
堅田小学校区	９９８	３６	区画整理事業等の影響により、今後転用可能教室数の不足が見込まれるため
坂本小学校区	５９２	２４	転用可能教室数の不足のため
下阪本小学校区	８２８	３０	転用可能教室数の不足のため
志賀小学校区	７２１	３３	転用可能教室数の不足のため
中央小学校区	３８７	１７	転用可能教室数の不足のため
平野小学校区	１，０１１	３８	転用可能教室数の不足のため
瀬田小学校区	１，１２０	４２	転用可能教室数の不足のため
瀬田東小学校区	９２６	３６	転用可能教室数の不足のため
瀬田北小学校区	１，１１６	３７	転用可能教室数の不足のため

※上記の「学級数」は、特別支援学級数を含んだ数値となっております。

（様式第２－２号）

令和５年度　教育環境要保全区域の指定について（児童クラブ）

区域名	令和５年５月１日現在		状況等指定理由
	児童数（人）	一人当たりの生活面積（㎡）	
仰木の里東小学校区	103 人	1.47 ㎡	生活面積が過去３年連続で基準面積を下回るため
坂本小学校区	117 人	0.87 ㎡	〃
下阪本小学校区	179 人	1.13 ㎡	〃
逢坂小学校区	103 人	1.34 ㎡	〃
膳所小学校区	160 人	1.19 ㎡	〃
瀬田小学校区（第２瀬田児童ｸﾗﾌﾞ）	60 人	1.43 ㎡	〃
瀬田南小学校区	148 人	1.52 ㎡	〃

※厚生労働省令（平成 26 年 4 月 30 日 第 63 号）及び大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 24 日 条例第 63 号）で定める一人当たりの基準面積＝1.65 ㎡